

国 有 財 産 売 払 公 示 書

下記国有財産を一般競争入札(期間入札)により売払います。

記

1. 売払物件
入札物件一覧表のとおり
2. 競争参加者に必要な資格
次のいずれにも該当しない者であること
 - (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者
 - (2) 国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)第 16 条の規定に該当する者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者
3. 入札要領及び契約条項を示す場所
札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 10 階 北海道財務局掲示板
4. 入札期間及び開札の日時、場所
郵送又は持参により入札を受け付けます。
 - (1) 入札受付期間
令和 6 年 12 月 2 日(月曜日) 9 時から
令和 6 年 12 月 13 日(金曜日) 17 時まで(必着)
 - (2) 開札日時及び場所
日 時 令和 7 年 1 月 9 日(木曜日) 9 時 30 分から
場 所 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 2 階 講堂
(入札受付票を持参した入札者等入札関係者の入場は自由であり、入札者に対しては文書をもって開札結果を通知する。)
5. 入札書等用紙の交付
入札書等用紙は、公告の日から令和 6 年 12 月 13 日(金曜日)までの間、北海道財務局 管財部 第 2 統括国有財産管理官及び各財務事務所・出張所の管財課において交付する。
6. 入札方法等
 - (1) 入札保証金の納付等
 - ① 入札保証金は、各自入札金額の 100 分の 5 以上(円未満切上)に相当する金額とし、北海道財務局から交付を受けた『振込依頼書』を用いて、金融機関(ゆうちょ銀行(郵便局)、インターネットバンキング、ATM を除く)から北海道財務局の指定する口座に振り込むものとする。
 - ② 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預金口座へ振り込む方法により還付する。
なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保する。
ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を還付する。
 - ③ 入札保証金には利息を付さない。

(2) 入札方法

入札は、上記第5項の規定により交付を受けた入札書等の用紙を使用し、入札書提出用封筒に入札金額を記載した入札書のみを入れて封をし、その封筒と入札保証金提出書(2枚複写の2枚目の入札保証金振込証明書用紙に、金融機関から受け取った保管金受入手続添付書を貼付したものを)を郵送用封筒に入れて、北海道財務局 管財部 第2統括国有財産管理官あて、簡易書留郵便で郵送して申し込むものとする。

また、上記第4項(1)の期間であれば、土・日曜日及び祝日を除き、9時から12時、13時から17時までの間、北海道財務局 管財部 第2統括国有財産管理官へ持参することもできる。

なお、入札書の提出後は、入札を取り消すことや入札書の記載の変更はできない。

7. 入札の無効

競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8. 契約不履行

落札者が令和7年2月10日(月曜日)までに契約を結ばない場合には、上記第6項(1)に規定する入札保証金は国庫に帰属する。

9. 契約書作成の要否及び代金の支払方法

契約書の作成を要し、代金は即納とする。

10. 契約内容等の公表

(1) 入札の実施結果に係る次に掲げる情報については、開札後速やかに北海道財務局のホームページにおいて公表することになります。

所在地、登記地目(建物付土地の場合は登記地目及び種類。以下同じ。)、面積(建物付土地の場合は土地面積及び建物面積。以下同じ。)、応札者数、開札結果、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

(2) 契約締結したものについては、その契約内容に係る次に掲げる情報を北海道財務局のホームページにおいて公表することとなります。

所在地、登記地目、面積、応札者数、開札結果、不落等随契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別(契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名)、契約相手方の業種(契約相手方が法人の場合のみ)、価格形成上の減価要因(国の予定価格(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第80条の規定に基づき定める予定価格をいう。)の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。)、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

(3) 上記(1)及び(2)に掲げる情報の公表に対する同意が契約締結の要件となります。

11. その他

入札者は、本公示書のほか、北海道財務局で交付する入札要領及び国有財産売買契約書(案)を十分理解の上、入札するものとする。

以上公示する。

令和6年11月8日

財務省 北海道財務局

(連絡先) 〒060-8579 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 10階
北海道財務局 管財部 第2統括国有財産管理官
電話 011-709-3106(直通)

令和6年度 第1回期間入札物件一覧表

物件番号	所在地 (住居表示)	登記地目 及び種類	土地面積 (平方メートル) 建物面積 (平方メートル)	構造	用途地域	建蔽率/容積率 (パーセント)	最低売却価格 (円)
1	札幌市中央区南17条西14丁目1539番9 (1街区)	宅地 事務所建	927.20 建 400.98 延 1,202.94	鉄筋コンクリート造 3階建	二種中高	60/200	190,000,000
2	札幌市南区定山溪温泉東4丁目310番20 (一)	宅地	174.49	—	二種住居	60/200	1,830,000
3	恵庭市桜町1丁目8番 (8街区)	宅地	3,228.53	—	二種中高	60/200	119,000,000
4	恵庭市和光町5丁目495番1 (2街区)	宅地	2,520.39	—	一種住居	60/200	65,300,000
5	室蘭市母恋南町3丁目50番18、同番24、 同番25、同番28 (30街区)	宅地・原野	3,186.67	—	一種住居	60/200	1,700,000
6	夕張市沼ノ沢43番4、同番5 (一)	宅地	1,218.67	—	二種住居	60/200	987,000
7	岩見沢市美園2条6丁目16番1 (1街区)	宅地	207.08	—	一種低層	40/60	2,280,000
8	岩見沢市美園2条6丁目17番1、同番2 (2街区)	宅地	452.89	—	一種低層	40/60	4,890,000
9	岩見沢市美園2条7丁目33番2 (1街区)	宅地	300.25	—	一種低層	40/60	3,810,000
10	岩見沢市元町1条東1丁目15番3 (一)	宅地	1,183.44	—	準工業	60/200	5,920,000
11	岩見沢市元町2条西1丁目24番8 (一)	宅地	444.55	—	近隣商業	80/200	5,070,000
12	岩見沢市元町3条東4丁目3番3、 東5丁目3番 (一)	宅地	339.74	—	準工業	60/200	2,490,000
13	苫小牧市字樽前38番7 (一)	原野	871.53	—	調整区域	60/100	880,000
14	芦別市上芦別町556番1、同番2 (一)	宅地・雑種地	3,361.10	—	二種低層	50/80	1,380,000
15	滝川市新町1丁目43番9、同番17 (8街区)	宅地	365.89	—	一種住居	60/200	1,330,000
16	滝川市緑町2丁目28番10、同番11 (5街区)	宅地	871.53	—	二種住居	60/200	8,370,000
17	深川市2条34番1 (1街区)	宅地	1,424.58	—	一種住居	60/200	8,830,000
18	深川市2条34番23 (1街区)	宅地	512.70	—	一種住居	60/200	2,510,000
19	深川市あけぼの町2095番51 (22街区)	宅地	378.40	—	一種低層	40/60	282,000
20	深川市あけぼの町2122番169 (3街区)	宅地	1,684.70	—	一種低層	40/60	1,060,000

※33番物件の最低売却価格は、消費税及び地方消費税相当額込みの金額です。

令和6年度 第1回期間入札物件一覧表

物件番号	所在地 (住居表示)	登記地目 及び種類	土地面積 (平方メートル) 建物面積 (平方メートル)	構造	用途地域	建蔽率/容積率 (パーセント)	最低売却価格 (円)
21	夕張郡栗山町字継立159番1 (一)	宅地	439.20	—	指定なし	指定なし	1,360,000
22	雨竜郡妹背牛町字妹背牛482番47、 3469番2 (一)	宅地	8,133.19	—	指定なし	指定なし	4,280,000
23	雨竜郡沼田町南1条7丁目504番30、 同番31 (6街区)	宅地	524.98	—	指定なし	指定なし	586,000
24	白老郡白老町緑丘1丁目2番17 (2街区)	原野	255.22	—	一種低層	40/60	1,240,000
25	白老郡白老町緑丘1丁目2番18 (2街区)	原野	250.21	—	一種低層	40/60	1,210,000
26	白老郡白老町緑丘1丁目2番19 (2街区)	原野	365.23	—	一種低層	40/60	1,710,000
27	白老郡白老町字森野789番1 (一)	雑種地	19,760.37	—	指定なし	指定なし	2,370,000
28	浦河郡浦河町堺町西1丁目155番1 (2街区)	雑種地	641.71	—	指定なし	60/200	1,030,000
29	浦河郡浦河町堺町西1丁目155番2 (2街区)	雑種地	1,000.87	—	指定なし	60/200	1,490,000
30	浦河郡浦河町堺町西1丁目155番3 (2街区)	雑種地	574.69	—	指定なし	60/200	904,000
31	函館市高松町65番4 (一)	雑種地	9,571.27	—	調整区域	50/100	24,900,000
32	函館市高松町246番1 (一)	雑種地	749.32	—	調整区域	50/100	980,000
33	函館市中島町129番34 (33街区)	宅地 住宅建	1,001.00 建 228.54 延 896.88	鉄筋コンクリート造 4階建	一種住居	60/200	50,581,000
34	函館市宮前町8番11 (14街区)	宅地	173.17	—	準工業	60/200	5,600,000
35	函館市山の手2丁目410番18 (37街区)	雑種地	2,525.42	—	一種低層	50/100	45,900,000
36	北斗市七重浜7丁目194番5 (10街区)	雑種地	2,640.47	—	工業	60/200	15,400,000
37	茅部郡鹿部町字鹿部146番4、同番7、 同番8 (一)	宅地	1,425.24	—	指定なし	指定なし	3,140,000
38	茅部郡森町字森川町283番1、同番36、 同番37 (一)	原野	8,971.55	—	指定なし	60/200	11,100,000
39	旭川市春光台2条4丁目11番5 (10街区)	宅地	378.21	—	一種低層	40/60	1,940,000
40	留萌市大町2丁目9番44 (一)	宅地	746.41	—	一種住居	60/200	1,140,000

※33番物件の最低売却価格は、消費税及び地方消費税相当額込みの金額です。

令和6年度 第1回期間入札物件一覧表

物件番号	所在地 (住居表示)	登記地目 及び種類	土地面積 (平方メートル) 建物面積 (平方メートル)	構造	用途地域	建蔽率/容積率 (パーセント)	最低売却価格 (円)
41	留萌市沖見町2丁目161番1、162番1 (一)	宅地	1,845.16	—	二種中高	60/200	4,850,000
42	留萌市沖見町6丁目4番2、同番3 (一)	宅地	733.56	—	一種低層 一種中高	40/60 60/200	1,530,000
43	留萌市沖見町6丁目17番9 (一)	宅地	470.88	—	一種低層	40/60	247,000
44	名寄市東4条北3丁目22番1 (一)	宅地	416.93	—	一種低層	50/80	1,330,000
45	釧路市大楽毛南4丁目5番3、同番4 (5街区)	宅地	17,002.43	—	二種中高	60/200	26,500,000
46	釧路市知人町141番6 (1街区)	宅地	2,061.99	—	工業専用	60/200	6,320,000
47	釧路市知人町167番4、191番 (2街区)	宅地・雑種地	10,139.02	—	工業専用	60/200	35,500,000
48	根室市大正町1丁目33番1 (一)	宅地 事務所建	529.99 建 49.81 延 49.81	木造 平屋建	一種住居	60/200	8,790,000
49	根室市花咲港411番1 (一)	宅地	294.73	—	準工業	60/200	796,000
50	厚岸郡浜中町浜中桜東7番1 (一)	宅地	2,380.08	—	指定なし	指定なし	3,240,000
51	川上郡標茶町旭3丁目2番2 (2街区)	宅地 事務所建 ほか	1,792.95 建 514.48 延 514.48	木造 平屋建	二種中高	60/200	2,270,000
52	川上郡弟子屈町朝日2丁目126番14、 同番15、同番16 (1街区)	宅地	1,977.37	—	一種住居	60/200	3,750,000
53	川上郡弟子屈町中央1丁目117番9、 1004番 (2街区)	宅地	844.27	—	一種住居 商業	60/200 80/400	2,750,000
54	白糠郡白糠町西4条北1丁目2番26 (一)	宅地	438.55	—	二種中高	60/200	962,000
55	白糠郡白糠町西4条北1丁目2番27 (一)	宅地	572.13	—	二種中高	60/200	1,520,000
56	白糠郡白糠町西4条北1丁目2番28 (一)	宅地	493.52	—	二種中高	60/200	1,120,000
57	白糠郡白糠町西4条北1丁目2番31 (一)	宅地	554.00	—	二種中高	60/200	945,000
58	白糠郡白糠町西4条北1丁目2番32 (一)	宅地	307.15	—	二種中高	60/200	614,000
59	白糠郡白糠町西4条北1丁目2番33 (一)	宅地	355.65	—	二種中高	60/200	419,000
60	白糠郡白糠町西4条北1丁目2番34 (一)	宅地	460.09	—	二種中高	60/200	411,000

※33番物件の最低売却価格は、消費税及び地方消費税相当額込みの金額です。

令和6年度 第1回期間入札物件一覧表

物件 番号	所在地 (住居表示)	登記地目 及び種類	土地面積 (平方メートル) 建物面積 (平方メートル)	構造	用途地域	建蔽率/容積率 (パーセント)	最低売却価格 (円)
61	広尾郡広尾町丸山通北3丁目11番5 (一)	宅地	314.28	—	二種中高	60/200	930,000
62	中川郡本別町南3丁目16番6 外12筆 (一)	宅地 住宅建	16,758.36 建 826.35 延 1,021.38	木造 2階建 ほか	二種中高	60/200	13,000,000
63	中川郡本別町南4丁目170番1、同番2、 同番3、同番4 (一)	宅地	1,052.23	—	準工業	60/200	4,200,000
64	小樽市石山町67番3、同番13、同番16 (15街区)	宅地	626.76	—	一種住居	60/200	778,000
65	小樽市梅ヶ枝町6番22 (30街区)	宅地	311.19	—	一種中高	60/200	211,000
66	小樽市真栄2丁目22番7、同番59 (5街区)	宅地	318.95	—	一種中高	60/200	596,000
67	虻田郡喜茂別町字喜茂別268番1 (一)	宅地 事務所建 ほか	995.65 建 122.07 延 122.07	木造 平屋建 ほか	指定なし	指定なし	6,610,000
68	北見市朝日町48番16、同番186、同番571、 同番572、同番585、68番15、同番16、 同番17 (一)	宅地	6,785.89	—	一種住居	60/200	59,400,000
69	北見市東相内町1078番、1079番 (一)	宅地	737.18	—	一種住居	60/200	3,430,000
70	網走市大曲1丁目143番1、同番2 (1街区)	宅地	1,007.97	—	準工業	60/200	7,150,000
71	網走市桂町2丁目60番6、同番14、同番21、 同番22 (7街区)	宅地	1,456.86	—	二種中高	60/200	3,360,000
72	紋別郡遠軽町寿町18番5 (一)	宅地	1,129.11	—	一種住居	60/200	5,060,000
73	紋別郡遠軽町寿町25番4、同番5、同番11、 26番2、同番10 (一)	宅地	693.35	—	二種中高	60/200	1,160,000

※33番物件の最低売却価格は、消費税及び地方消費税相当額込みの金額です。